

証券コード 4486
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
ユナイテッドグロウ株式会社
取締役社長 須田 騎 一 朗

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご来場はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、同封の書面又はインターネットにより**2022年3月28日（月曜日）午後6時まで**に事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にご来場されない株主の皆様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳しくは後記の「5.インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 2階
ソラシティカンファレンスセンター テラスルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに行ってください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. インターネットによるライブ配信のご案内

(1) 以下のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。

配信開始日時	2022年3月29日（火）午前10時から
株主専用サイトURL	https://4486.ksoukai.jp
ログインID	株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
パスワード	ug44861

※ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご理解とご了承をお願いいたします。

(2) 事前質問の受付についてのご案内

株主専用サイトからログインいただき、「事前質問を行う」より必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

受付期間 2022年3月14日(月)午前10時から2022年3月27日(日)午後5時

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。また、受付期間外でのご入力は受信することができませんので、受付期間内での早目の送信をお願いいたします。

(3) 視聴に関する注意事項

- ・システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する可能性があります。
- ・ご視聴に要する通信機器やインターネット接続料などの費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ・ご視聴いただけるのは、2021年12月31日現在当社株主名簿に記載又は記録された株主様のみとさせていただきます。
- ・ご視聴に参加される株主様については、会社法で定める出席には該当いたしません。したがって、当日ご視聴を通じての議決権行使はできませんので、事前の書面またはインターネットによる議決権の行使をお願いいたします。

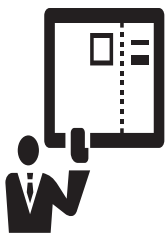
以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ug-inc.net>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止対応について>

- ・本株主総会出席の役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただくほか、場合により手袋やフェイスシールドを着用させていただきます。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用とアルコール消毒液のご利用をお願い申し上げます。
- ・発熱等の体調不良とお見受けされる株主様、マスク着用等の感染拡大防止のご協力をいただけない株主様につきましては、ご入場をお断りし、又は会場からご退場いただく場合がございますので、予めご了承のうえご協力をお願い申し上げます。
- ・本株主総会の所要時間短縮のため、議事進行の短縮、株主様からのご質問回数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況の変化により、本株主総会の運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ug-inc.net>）に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。






議決権行使のご案内

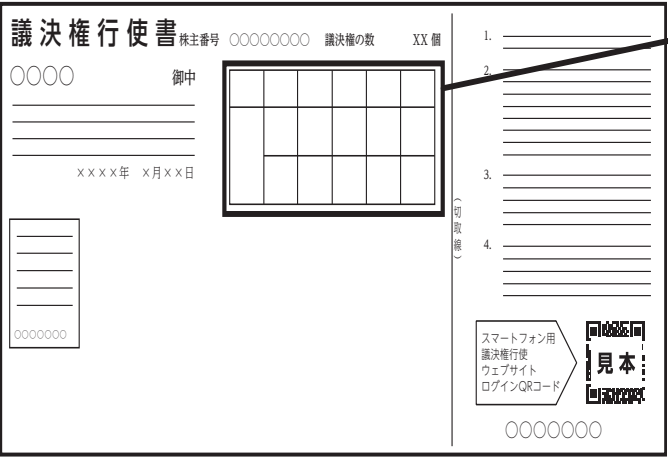
株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年3月29日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月28日(月曜日) 午後6時00分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月28日(月曜日) 午後6時00分入力完了分まで</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

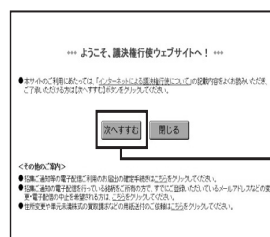
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

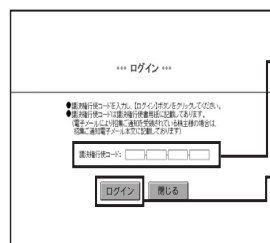
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

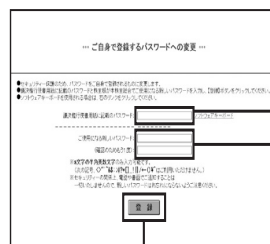
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、第17期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円
なお、この場合の配当総額は44,606,088円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月30日（水曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業拡大を見据えた経営体制強化のために取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	すだ きいちろう 須田 騎一郎 (1966年5月14日) 【再任】	1990年1月 (株)エスコム 入社 1991年4月 (株)ユニバーサル・データ 入社 1994年4月 (株)多摩通信機 入社 1994年9月 (株)ケイネット 入社 1996年1月 (株)ピー・オー・ブイ・アソシエイツ 入社 1997年7月 (株)キューアンドエー (現 キューアンドエー(株)) 設立 代表取締役社長 2005年2月 当社 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年9月 f j コンサルティング(株) 取締役 (現任) 2020年10月 ビズメイツ(株) 社外取締役 (現任)	584,400株
		【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として、当社グループの経営全般を統括しております。会社経営やIT分野に関する経験と見識を有しており、今後も当社グループ全体の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	
2	たかい よういち 高井 庸一 (1969年11月13日) 【再任】	1994年4月 (株)リセ二十一 入社 1998年7月 日本総合通信(株) 入社 1999年9月 シーオン(株) 入社 2001年3月 ソイリックジャパン(株) 入社 2004年4月 同社 取締役 2006年12月 当社 入社 2013年3月 当社 取締役 インソーシング事業本部長 2020年3月 f j コンサルティング(株) 取締役 2021年1月 当社 取締役 人材開発本部長 (現任)	29,400株
		【取締役候補者とした理由】 企業経営者としての幅広い経験とIT分野に関する見識を有しており、当社の事業及び人材開発を担ってきた経験と実績を踏まえ、今後も当社の持続的な企業価値の創出に生かすことができるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	お か み え こ 岡 美 恵 子 (1967年5月18日) 【再任】	<p>1988年4月 (株)全教研 入社 1996年12月 立花公認会計士事務所 (現 税理士法人T A C H I B A N A) 入所 2001年2月 安西会計事務所 入所 2002年3月 スカイウェイブ(株) 入社 2005年10月 当社 入社 2011年3月 当社 取締役 管理本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 事業会社及び会計事務所での豊富な経験と見識を有しており、当社の管理全般を一貫して担ってきた実績を踏まえ、今後も当社の持続的な企業価値向上と経営基盤の強化に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>	93,800株
4	ど い あ き ふ み 土 居 明 史 (1971年5月12日) 【再任】	<p>1997年4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人ト ーマツ) 入所 2006年9月 シティア公認会計士共同事務所 パートナー (現任) 2007年2月 (株)オーベン 監査役 2007年7月 匠鮮股份有限公司 (台湾) 取締役 2010年5月 (株)エイゾン・パートナーズ 設立 代表パートナー (現任) 2012年3月 当社 社外取締役 (現任) 2015年9月 f j コンサルティング(株) 監査役 2017年4月 (株)Mマート 社外監査役 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から当社経営への的確な助言や経営全般に対する監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。 なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>	8,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	さいとう ともよし 齋藤 智芳 (1989年11月10日) 【新任】	2012年4月 みずほ証券(株) 入社 2016年4月 当社 入社 2019年1月 当社 執行役員 第1インソーシング事業部長 2020年1月 当社 執行役員 事業副本部長就任 2021年1月 当社 執行役員 IS事業本部長(現任) 2021年3月 f j コンサルティング(株) 取締役(現任) 【取締役候補者とした理由】 金融機関在職時での実務経験や専門知識を有し、当社の事業活動において重要な役割を担ってきた経験と実績を踏まえ、今後の企業価値創出における重要事項の決定及び業務執行を行うにふさわしいと判断したため、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。	2,400株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 土居明史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、土居明史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、480万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、各候補者の任期途中である2022年3月13日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
しのはら ひろし 篠原 博 (1947年5月13日)	1970年4月 東京ソフトウェア(株) 入社 1971年12月 (株)日刊スポーツ 入社 1974年1月 フリーランサー システム開発 1979年9月 大日本測量(株) 入社 1980年11月 フリーランサー システム開発 1982年4月 (株)アプリケーションズ 入社 1984年10月 (株)エムアイエスインターナショナル 入社 1992年7月 横商エンジニアリング(株) 取締役就任 2002年10月 首都圏コンピュータ技術者(株) 取締役就任 2013年9月 個人事業主 2018年11月 (株)トリプルアイズ 常勤監査役就任 (現任)	- 株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 篠原博氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

篠原博氏は、技術者及び経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社の監査に役立てていただくことを目的に選任をお願いするものであります。

4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外役員との間で同第法423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。篠原博氏が社外監査役に就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、かつ、篠原博氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当該保険契約の内容は、前号議案（注）6に記載と同様であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の再拡大により経済活動は停滞しており、一部に回復の兆しが見えたものの依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループ事業を取り巻く環境においては、多くの企業がIT化・デジタル化への対応を迫られる一方、国内におけるIT人材不足は慢性的に深刻な状況となっており、今後もさらに進むものと見込まれております。

IT化・デジタル化を推進するコーポレートIT部門に関するサービス需要の高まりから新規顧客からの引き合いが増加傾向で推移しており、当社グループのインソーシング事業及びセキュリティ事業においても、企業のコーポレートIT部門への支援に注力してまいりました。当社グループは、中堅・中小企業のコーポレートIT部門の支援を通じ「人と組織を強くする」ことで、日本経済の底上げ・活性化に貢献したいと考えております。

当連結会計年度においては、人事評価制度の構築や給与水準の向上などの人材への投資、書籍出版や電車広告及びSNS活用などの人材採用関連への施策、また、今後の事業拡大に向けた販管部門の体制強化にも取り組み、成長基盤の確立を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,075,338千円（前連結会計年度比19.8%増）、営業利益289,438千円（同33.5%増）、経常利益294,289千円（同35.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益198,338千円（同24.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度においては、インソーシング事業に係る固定資産除却損8,447千円を特別損失、債務免除益3,060千円を特別利益として計上しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a. インソーシング事業

中堅・中小企業のコーポレートIT部門を対象として人と知識をシェアする会員制の「シェアード社員サービス」を提供しております。

シェアード社員サービスにおいては、今期よりユニット体制を少人数化したことによる機動力の向上、スキルレベル定義をハードスキルとソフトスキルの2軸としたことによるスキル評価の適正運用を継続するとともに、実働会員へのヒアリング実施や研修プログラムの実施によるサービス品質の向上に取り組みました。

新規顧客については、成長企業を中心に当社ウェブサイトからの問い合わせが多くある状況が続いており、会員数は619社（前連結会計年度比64社増）、そのうち実働会員数は233社（同32社増）となりました。また、シェアード社員数は販管部門への異動による減少があったものの162人（同8人増）となり、シェアード社員の稼働1時間あたりの売上高は7,745円（同1.6%増）となりました。

この結果、売上高1,918,878千円（前連結会計年度比20.1%増）、セグメント利益710,355千円（同18.5%増）となりました。

なお、インソーシング事業の基幹システムにおいて追加機能（ポイント管理画面等が参照できる会員専用ページ）の公開を取りやめたことにより、固定資産除却損8,447千円（特別損失）及び債務免除益3,060千円（特別利益）が発生いたしました。

b. セキュリティ事業

キャッシュレスペイメントに関するデータ保護対策のコンサルティングサービス及び教育・研修サービスを行っております。

コンサルティングサービスにおいては、PCI DSS（注）審査対応を年間で平準化して行うサブスクリプション型のサービス（オンクラウドレビュー）が堅調に推移しており、PCI DSS新バージョンのリリースが2022年度に延期となったことによる売上見込みの減少に対して一定の抑制を図ることができました。

この結果、売上高156,459千円（前連結会計年度比16.5%増）、セグメント利益23,843千円（同187.6%増）となりました。

セグメント別の売上高

区 分	第 16 期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第 17 期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
インソーシング事業	1,598,254千円	92.3%	1,918,878千円	92.5%	320,624千円	20.1%
セキュリティ事業	134,252	7.7	156,459	7.5	22,207	16.5
合 計	1,732,506	100.0	2,075,338	100.0	342,831	19.8

(注) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、カード会員情報の保護を目的として、国際ブランド5社 (American Express、Discover、JCB、マスターカード、VISA) が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

② 設備投資の状況

当社グループでは、13,333千円の設備投資を実施しました。設備投資は主に、財務会計システムのリプレースであります。

なお、当連結会計年度において特記すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (2020年12月期)	第17期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	1,388,342	1,624,358	1,732,506	2,075,338
経常利益(千円)	176,262	191,286	216,868	294,289
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	123,343	133,964	159,271	198,338
1株当たり当期純利益(円)	44.24	45.78	43.79	53.87
総資産(千円)	918,026	1,532,456	1,770,727	2,109,467
純資産(千円)	491,718	1,043,368	1,189,780	1,379,480
1株当たり純資産(円)	169.78	287.35	326.13	371.11

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期(2018年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (2019年12月期)	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	1,255,773	1,476,155	1,636,442	1,953,974
経 常 利 益 (千円)	155,900	167,381	223,424	274,990
当 期 純 利 益 (千円)	119,889	125,768	169,333	186,828
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	43.01	42.98	46.55	50.74
総 資 産 (千円)	850,537	1,444,875	1,703,927	2,017,476
純 資 産 (千円)	426,459	969,913	1,126,387	1,304,577
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	147.25	267.12	308.75	350.96

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期（2018年12月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
fjコンサルティング株式会社	9,820千円	100.0%	セキュリティ事業

(注) 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) 対処すべき課題

以下に挙げる「対処すべき課題」は、本書提出日現在において当社グループが今後対応すべきであると考えている事項を記載しております。

① 人材の確保と育成

当社グループにおいて、いかに人材を採用し、育成するかは事業を拡大するうえでの重要な課題の一つと考えております。安定的な採用を維持し、人材の定着率を高めるために、社員にとって働きがいのある・働きやすい企業づくりに取り組んでおります。

具体的には、独自の基幹システム導入等による業務の効率化を推進し、育児・介護休業制度を含む休職制度や短時間社員制度の整備、また、働き方の変化に対応し、テレワークやウェブ会議等に集中できる本社オフサイトセンターを開設し、社員が個々の事情により選択可能とすることで仕事とプライベートが両立できる環境の構築に努めております。また、案件を自律的に決める仕組みや経験のシェアから気付きを得る仕組み、UGアカデミー（社内大学）や社員主催等による定期的な勉強会や交流会等の実施により、学びと成長の機会を提供しております。

このような取り組みは、当社の基幹技術である「シェアード・エンジニアリング」（注）にも活かされており、求職者にとっても当社グループの魅力の一つとして捉えられるよう、Webを活用したダイレクトリクルーティングはもとより、社内外の信頼できる人脈からの紹介や推薦により採用活動を行うリファーマル採用も積極的に推進し、人材の確保と育成に努めてまいります。

② シェアード・エンジニアリング（基幹技術）のノウハウの蓄積

当社の基幹技術となる「シェアード・エンジニアリング」のノウハウをさらに蓄積し、充実させていくことは当社事業の競争優位性を高めるうえでも必要不可欠です。当社サービスにおける事例をはじめ、事業スキームや社内制度・人事制度の改定、社内ITシステムへの投資等を通じて、ITや人材に関するノウハウを蓄積し、活用していくことで、さらなるサービス品質の向上と競争優位性を高めてまいります。

③ 新サービスの開発

「シェアード・エンジニアリング」を基盤とした新しいサービスの開発及び提供を行うことが課題であると考えています。当社の人材とWebサイトによる連携サービスの提供、当社が蓄積するIT及び中堅・中小企業のビジネスに関するノウハウを活用した新サービスの開発に取り組んでまいります。

④ システム基盤の強化

当社の「シェアード社員」サービスは、当社の人的・知的資源を時間単位で顧客に提供していることから、管理する基幹システムの稼働の安定性を確保することが重要な課題であると認識しております。継続的なシステム基盤及び機能の強化を図ってまいります。

⑤ 個人情報の取扱い及び情報管理体制の強化

当社グループは、各事業で提供するサービスの特性上、顧客の機密情報及び個人情報を多く取り扱っております。そのため、個人情報の取り扱い及び情報管理体制をさらに強化することが課題であると考えております。これら情報等の取り扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム国際規格（ISO/IEC27001）の認証を取得し、個人情報や機密情報に関する取り扱いを社内規程に定め、社内研修の実施等によりセキュリティ意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めてまいります。

⑥ 法令遵守の体制強化

当社の「シェアード社員」サービスは、準委任契約により事業を行っております。「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年4月17日 労働省告示第37号）に従い、労働者派遣事業との違いを厳正に適用し、法令に則った事業運営が不可欠であります。そのため、法令遵守の体制をよりいっそう強化することが課題であると考えております。

社内においては、入社時研修や定期的な講習及び顧客ごとの定期的なアンケートによる全件調査など、継続的な周知徹底に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが今後の事業環境の変化に対応し、また新たに事業拡大を進めるためには、内部管理体制を強化していくことが重要であると認識しております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

(注) シェアード・エンジニアリングとは、限りある人的資源や知識資源をオープンかつ安全に共有する独自技術であり、当社事業の基盤となる技術をいいます。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成され、「シェアード・エンジニアリング」（注1）を基盤として、IT人材と知識を「シェア」するサービスを提供しております。

私たちが展開するサービスは、限りある人的資源や知的資源をオープンかつ安全に共有し、顧客が抱えるコーポレートIT部門の課題を解決することで、成長支援に貢献できるものと考えております。シェアする範囲は幅広く、ITに関する人材、技術、知識、人脈、また人材採用、社員育成、組織づくりのノウハウなど、企業活動全般に係るシェアの技術が当社の強みであると認識しております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

① インソーシング事業

- ・コーポレートIT部門のタイムシェアサービス「シェアード社員」
- ・会員制Q&Aサービス「Kikzo」
- ・情シスのオープンナレッジ（注2）サービス「Syszo」

② セキュリティ事業

- ・PCI DSS（注3）コンサルティングサービス
- ・PCI DSSに関する教育・研修サービス

（注）1. シェアード・エンジニアリングとは、限りある人的資源や知識資源をオープンかつ安全に共有する独自技術であり、当社事業の基盤となる技術をいいます。

2. オープンナレッジとは、公開されたデータを活用して課題の解決につなげることができる共有知識の利用をいいます。Syszoでは、ユーザー登録した個人会員は誰でも、ITに関する共有知識を利用することができます。

3. PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、カード会員情報の保護を目的として、国際ペイメントブランド5社（American Express、Discover、JCB、マスターカード、VISA）が共同で策定したカード情報セキュリティの国際統一基準です。

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

本社 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

② 子会社

f j コンサルティング株式会社

本社 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 連結会社の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)
インソーシング事業	171
セキュリティ事業	4
報告セグメント計	175
全社 (共通)	19
合計	194

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載していません。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の状況

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
190	36.0	4.6	5,862,007

セグメントの名称	従業員数 (人)
インソーシング事業	171
報告セグメント計	171
全社 (共通)	19
合計	190

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載していません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 11,600,000株
- ② 発行済株式総数 3,717,200株 (自己株式26株を含む)
 (注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は69,000株増加しております。
- ③ 株主数 2,692人
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エス・アセットマネジメント株式会社	1,000,000株	26.90%
須田 騎一郎	584,400	15.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	124,000	3.34
岡 美恵子	93,800	2.52
ユナイトアンドグローウ従業員持株会	75,200	2.02
須田 愛子	60,000	1.61
YSアセットマネジメント株式会社	54,600	1.47
上田八木短資株式会社	44,300	1.19
藤森 肇	40,000	1.08
日本証券金融株式会社	32,200	0.87

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (26株) を控除して計算しております。
 2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2015年2月2日	2015年10月14日	2018年12月25日
新株予約権の数		176個	1,000個	309個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,200株 (1個につき 200株)	普通株式 200,000株 (1個につき 200株)	普通株式 61,800株 (1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 20,000円 (1株当たり 100円)	1個当たり 60,000円 (1株当たり 300円)	1個当たり 70,000円 (1株当たり 350円)
権利行使期間		2017年3月1日から 2025年2月1日まで	2016年1月1日から 2040年12月31日まで	2021年1月1日から 2028年12月25日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数	新株予約権の数	新株予約権の数
		- 個	1,000個	22個 (9個)
		目的となる株式数	目的となる株式数	目的となる株式数
- 株	200,000株	4,400株 (1,800株)		
保有者数	- 人	保有者数 1人	保有者数 1人 (1人)	
				(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者が新株予約権の権利を行使するには、権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 第6回新株予約権における () 書きは、当社子会社取締役へ交付されたものであり外数であります。
 3. 当社は、2019年9月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的となる

株式の種類と数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は株式分割後の数値を記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	須田 騎一郎	f j コンサルティング株式会社 (取締役) エス・アセットマネジメント株式会社 (代表取締役) ビズメイツ株式会社 (社外取締役)
取締役	高井 庸一	人材開発本部長
取締役	岡 美恵子	管理本部長
取締役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 (パートナー) 株式会社エイゾン・パートナーズ (代表パートナー) 株式会社Mマート (社外監査役)
常勤監査役	肥後 一雄	f j コンサルティング株式会社 (監査役)
監査役	藤森 肇	—
監査役	依田 修一	桐蔭横浜大学法学部 (客員教授) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 (監事) 一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院 (監事) ワタキューセイモア株式会社 (非常勤監査役)

- (注) 1. 取締役 土居明史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 肥後一雄氏、監査役 藤森肇氏、監査役 依田修一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役土居明史氏並びに社外監査役肥後一雄氏及び藤森肇氏及び依田修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役については480万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額、監査役については法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

当社の報酬総額については、2005年2月22日開催の創立総会において、取締役については年額100,000千円以内（使用人兼務役員の使用人給与部分は除く）、監査役については年額30,000千円以内として決議しており、当該定めに係る取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針等を以下のように定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

- (a) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とする。
- (b) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。
- (c) 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。
- (d) 企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。

(報酬の構成)

- (a) 業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬により構成する。
- (b) 監督機能を担う社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

(基本報酬)

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

(業績連動報酬)

現金報酬とし、各事業年度の業績や目標値に対する達成度合いから算出した額を、担当業務の役割や成果に応じ、賞与として毎年一定の時期に支給する。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

- (a) 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が委任を受け、決定する。
- (b) 前項の権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬である賞与の配分とする。
- (c) 当該権限が適切に行使されるよう、委任をうけた取締役社長は、社外取締役に諮問を行い決定する。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61,700 (2,400)	58,200 (2,400)	3,500 (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	71,900 (12,600)	68,400 (12,600)	3,500 (-)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年2月22日開催の創立総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年2月22日開催の創立総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は当事業年度の業績及び目標値に対する達成度合いであり、各担当業務の成果に応じて算定しております。
4. 取締役会は、代表取締役 須田騎一郎に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役に諮問を行っております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
土居明史	代表パートナー	株式会社エイゾン・パートナーズ	特別の関係はありません
	パートナー	シティア公認会計士共同事務所	特別の関係はありません
	社外監査役	株式会社Mマート	特別の関係はありません
肥後一雄	監査役	f j コンサルティング株式会社	当社の子会社であり、営業上の取引があります
依田修一	客員教授	桐蔭横浜大学法学部	特別の関係はありません
	監事	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	特別の関係はありません
	監事	一般社団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院	特別の関係はありません
	非常勤監査役	ワタキューセイモア株式会社	特別の関係はありません

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 土居明史	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、公認会計士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役 肥後一雄	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役 藤森肇	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役 依田修一	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

- ① 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。
 - (b) 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
 - (c) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。
 - (d) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。
 - (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。
- ② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「社内情報管理規程」等を定めて情報管理の責任体制を明確化し、「文書管理規程」等に従い、文書または電磁的記録媒体に記録し、適切な保存及び管理を行っております。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。
 - (b) コンプライアンス・リスク委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
 - (d) 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。
 - (b) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。
 - (c) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループは、「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
 - (b) 当社グループにおける不適切な取引等を防ぐため、監査役会、会計監査人及び内部監査室が連携して監査体制を整備しております。
- ⑥ 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任または兼任の使用人を設置することとしております。
 - (b) 当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。
- ⑦ 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- (a) 役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。
 - (b) 取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。
 - (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。

(d) 監査役へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、取締役社長、取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(b) 監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 当社グループの業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。

(b) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。

⑩ 反社会的勢力排除のための体制

(a) 当社グループは、「反社会的勢力対応規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。

(b) 反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令及び定款に適合するための体制

当社グループは、役職員を対象としたインサイダー取引防止及びコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し適切に運用しております。

② 取締役の職務執行

当社は、定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令及び定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の意思決定の過程及び業務執行の把握に努めております。また、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,946,669	流 動 負 債	709,503
現金及び預金	1,914,942	買掛金	7,935
売掛金	14,472	未払金	129,042
貯蔵品	561	未払法人税等	79,169
その他	16,692	前受金	404,308
固 定 資 産	162,797	その他	89,046
有形固定資産	86,564	固 定 負 債	20,483
建物（純額）	69,577	資産除去債務	12,237
その他（純額）	16,986	その他	8,246
無形固定資産	11,689	負 債 合 計	729,986
ソフトウェア	11,689	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	64,543	株 主 資 本	1,379,480
繰延税金資産	13,715	資本金	311,662
その他	50,828	資本剰余金	290,807
		利益剰余金	777,065
		自己株式	△ 55
		純 資 産 合 計	1,379,480
資 産 合 計	2,109,467	負 債 純 資 産 合 計	2,109,467

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,075,338
売 上 原 価		1,061,144
売 上 総 利 益		1,014,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		724,755
営 業 利 益		289,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
違 約 金 収 入	5,000	
そ の 他	45	5,062
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	160	
株 式 交 付 費	50	
そ の 他	0	210
経 常 利 益		294,289
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	3,060	3,060
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,447	8,447
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		288,902
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	95,390	
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,825	90,564
当 期 純 利 益		198,338
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		198,338

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	305,037	284,182	600,616	△55	1,189,780	1,189,780
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	6,625	6,625			13,250	13,250
剰 余 金 の 配 当			△ 21,889		△ 21,889	△ 21,889
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			198,338		198,338	198,338
当連結会計年度変動額合計	6,625	6,625	176,449	-	189,699	189,699
当連結会計年度末残高	311,662	290,807	777,065	△ 55	1,379,480	1,379,480

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 f j コンサルティング株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. たな卸資産

・貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

c. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	15,258千円
その他	8,530千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,717,200株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	21,889	6	2020年12月31日	2021年3月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,606	12	2021年12月31日	2022年3月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第4回新株予約権	普通株式	35,200株
第5回新株予約権	普通株式	200,000株
第6回新株予約権	普通株式	61,800株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金の管理、運用については、高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性を確保しております。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の社内規程に則り、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、社内規程に従い、期日・残高管理を行っており、定期的に信用状況を把握する体制としております。

b. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

為替や金利変動リスクについては、円貨建てに限定することや借入金の分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社経理財務部において管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社の財務部門が資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,914,942	1,914,942	—
(2) 売掛金	14,472	14,472	—
資産計	1,929,415	1,929,415	—
(1) 買掛金	7,935	7,935	—
(2) 未払金	129,042	129,042	—
(3) 未払法人税等	79,169	79,169	—
負債計	216,147	216,147	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,914,942	—	—	—
売掛金	14,472	—	—	—
合計	1,929,415	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	371円11銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円87銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	50円14銭

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,824,550	流 動 負 債	692,415
現金及び預金	1,802,771	買掛金	6,703
売掛金	440	リース債務	2,298
貯蔵品	561	未払金	123,484
前渡金	740	未払費用	195
前払費用	13,432	未払法人税等	71,841
その他	6,605	前受金	408,636
固 定 資 産	192,926	預り金	10,670
有形固定資産	86,070	その他	68,584
建物（純額）	69,577	固 定 負 債	20,483
工具、器具及び備品（純額）	6,664	リース債務	8,246
リース資産（純額）	9,828	資産除去債務	12,237
無形固定資産	11,689	負 債 合 計	712,899
ソフトウェア	11,689	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	95,166	株 主 資 本	1,304,577
関係会社株式	34,020	資本金	311,662
敷金	50,828	資本剰余金	290,807
繰延税金資産	10,317	資本準備金	271,662
		その他資本剰余金	19,144
		利益剰余金	702,162
		その他利益剰余金	702,162
		繰越利益剰余金	702,162
		自己株式	△ 55
		純 資 産 合 計	1,304,577
資 産 合 計	2,017,476	負 債 純 資 産 合 計	2,017,476

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,953,974
売上原価	1,020,536
売上総利益	933,438
販売費及び一般管理費	667,843
営業利益	265,595
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	4,590
違約金収入	5,000
その他	0
合計	9,606
営業外費用	
支払利息	160
株式交付費	50
その他	0
合計	210
経常利益	274,990
特別利益	
債務免除益	3,060
特別損失	
固定資産除却損	8,447
税引前当期純利益	269,603
法人税、住民税及び事業税	86,504
法人税等調整額	△ 3,730
当期純利益	186,828

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	305,037	265,037	19,144	284,182	537,222	537,222	△ 55	1,126,387	1,126,387
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	6,625	6,625		6,625				13,250	13,250
剰余金の配当					△ 21,889	△ 21,889		△ 21,889	△ 21,889
当 期 純 利 益					186,828	186,828		186,828	186,828
当 期 変 動 額 合 計	6,625	6,625	-	6,625	164,939	164,939	-	178,189	178,189
当 期 末 残 高	311,662	271,662	19,144	290,807	702,162	702,162	△ 55	1,304,577	1,304,577

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	15,258千円
工具、器具及び備品	3,915千円
リース資産	3,868千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	5,317千円
② 短期金銭債務	5,207千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 35,095千円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金 4,590千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 26株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 5,565千円

未払事業所税 1,102千円

未払法定福利費 2,722千円

資産除去債務 3,747千円

減損損失 61千円

その他 80千円

繰延税金資産合計 13,279千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用 △2,962千円

繰延税金負債合計 △2,962千円

繰延税金資産の純額 10,317千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 350円96銭

(2) 1株当たり当期純利益 50円74銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

ユナイトアンドグロウ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユナイトアンドグロウ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイトアンドグロウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

ユナイテッドアンドグロー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッドアンドグロー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

ユナイトアンドグロウ株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 一 雄 ㊟

監 査 役 藤 森 肇 ㊟

監 査 役 依 田 修 一 ㊟

(註) 当社監査役は全員社外監査役であります

以 上

メ 毛

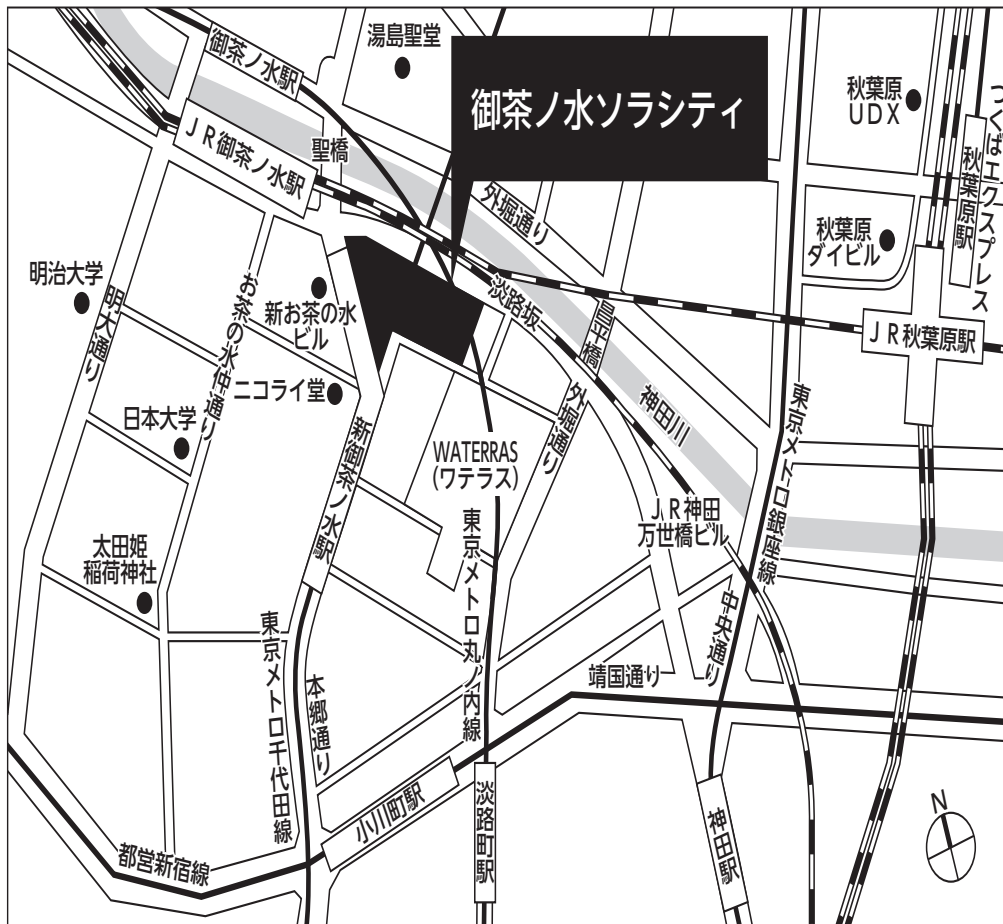
A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 2階
ソラシティカンファレンスセンター テラスルーム
TEL 03-6206-4855



交通 JR：御茶ノ水駅 聖橋口より 徒歩約1分
東京メトロ千代田線：新御茶ノ水駅 聖橋方面改札直結
東京メトロ丸ノ内線：御茶ノ水駅 出口1より 徒歩約4分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。